

自主的避難等対象区域（福島市）で国際結婚仲介業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正し、平成23年3月分から平成25年3月分までの差額分が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

(1) 営業損害（逸失利益増額分）

期間 自 平成24年4月1日 至 同25年3月31日

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金2, 237, 354円の支払義務があることを認める。

(内訳)

第1項(1) 金2, 172, 188円

第1項(2) 金65, 166円

第3 支払方法

(省略)

第4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年12月25日

(仲介委員 加藤俊子)